

社会福祉法人心愛志太役員報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人心愛志太（以下「当法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任慰労金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事、監事、顧問をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 役員等の報酬は、各年度の総額が、理事・監事については2,000,000円を超えない範囲で支給し、評議員については200,000円を超えない範囲で支給する。

2 役員等が理事会、評議員会、評議員選任解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事長

1日 4時間以内 6,000円

1日 4時間以上 10,000円

(2) 評議員、理事、監事、顧問

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 8,000円

3 理事において、当法人の職を兼任する者には、前項の規定は適用しない。ただし、給与支給が時間給の職員はこの限りではない。

(報酬の支払方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 理事長については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月10日（当日が土曜日・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 理事長以外の役員等については、その都度現金にて支払う。

2 報酬の支払額は、源泉徴収税額を控除した額を支払う。

(交通費)

第5条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わったときの交通費は、実費にて次のとおり支払う。

(1) 理事長については、交通費届によって申し出された金額に出勤日に乗じた金額を翌月10日に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

理事長以外の役員等については、交通費届によって申し出された金額をその都度現金にて支払を行う。ただし、交通費届の申し出のないものについては、領収書等の支払証明をできるものをもって、現金で支払うことができる。

(費用弁償)

第6条 評議員会・理事会への出席、法人業務に携わったときに支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を現金で支給する。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第7条 出張旅費は、原則として交通費、宿泊費、宿泊日当、及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定料金などを含む）に要した費用を支給する。
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1日あたり2,000円を支給する。
- 5 その他出張中において、用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第8条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる。

(出張旅費の精算)

第9条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は、出張終了後速やかに領収書等を添付して出張旅費を精

算するものとする。

第4章 退任慰労金

(金額の算定)

第10条 退任役員等に対する退任慰労金の金額は、在任期間に応じて支給する。

(1) 理事長

在任期間2年未満	20,000円
在任期間2年以上6年未満	50,000円
在任期間6年以上	70,000円

(2) 理事・監事

在任期間2年未満	15,000円
在任期間2年以上6年未満	30,000円
在任期間6年以上	50,000円

(3) 評議員

在任期間2年未満	10,000円
在任期間2年以上6年未満	20,000円
在任期間6年以上	30,000円

2 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上のときは切り上げ、6か月未満のときは切り捨てるものとする。

3 役員等の役割が変更になった役員等は、役員等就任日を起算日とする。

4 理事において、当法人の職を兼任する者には、第1項の規定は適用しない。

(支給の方法)

第11条 退職慰労金は、役員等を退任した時点において、現金にて支給する。

(控除)

第12条 退職慰労金の支給に当たり、法定の源泉徴収税額及び退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(その他)

第13条 顧問の慰労金については、理事長が定めて理事会に諮り支給する。

(弔慰金)

第14条 役員及びその親族等が死亡したときは、別表により弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供することができる。

別表 弔慰金

対象者	支給基準額	備考
理事長	50,000円	弔電・生花
その他の役員等	30,000円	弔電・生花
配偶者	10,000円	弔電・生花
父母	10,000円	弔電
子	10,000円	弔電
兄弟、同居の祖父母	5,000円	弔電

第5章 附則

(改正)

第15条 この規程の改正又は廃止する必要がある場合は、社会福祉法人心愛志太理事会の議決を経て、社会福祉法人心愛志太評議員会の承認を経なければならない。

附則

- 1 この規程は、令和5年6月23日より施行する。
- 2 社会福祉法人心愛志太役員報酬規程（平成29年6月26日制定）、社会福祉法人心愛評議員報酬規程（平成26年6月26日制定）、役員報酬等に関する規程細則（平成26年6月26日制定）は廃止する。